## 答 申

## 第1 審査会の結論

山形県教育委員会(以下「実施機関」という。)が令和4年6月22日付けで行った公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)は、結論において妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和4年6月8日、山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第62号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定により、山形県教育委員会に対し、「山形県教育委員会が○○市教育委員会より報告を受けた、○○市におけるいじめの認知件数(令和元年度分~令和3年度分)が記載された文書」の公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、開示しない公文書の件名の欄に「山形県教育委員会が〇〇市教育委員会より報告を受けた、〇〇市におけるいじめの認知件数(令和元年度分~令和3年度分)が記載された文書」と記載した上で、その全部を開示しない旨の決定を行い、以下の開示をしない理由を付して、令和4年6月22日付け義教第264号公文書不開示決定通知書(以下「本件通知書」という。)により、審査請求人に通知した。

#### 開示をしない理由

- ・ 条例第6条第1項第1号該当 当該報告は統計法に基づく調査の一環であり、統計法第40条第1項に基 づき、公表が制限されているため。
- ・ 条例第6条第1項第6号該当 統計業務に係る調査に関する情報であって、開示をすることにより、将来 の同種の事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年8月25日に、行政不服審査 法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して審査請求

を行った。

4 実施機関は、令和4年12月8日、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨 審査請求の趣旨は、本件処分について取消しを求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね 次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件開示請求を不開示とした理由として「当該報告は統計法に基づく調査の一環であり、統計法第40条第1項に基づき、公表が制限されているため。(条例第6条第1項第1号該当)統計業務に係る調査に関する情報であって、開示をすることにより、将来の同種の事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第6条第1項第6号該当)」と説明しているが、実施機関の不開示決定が不当なものであると考えられる理由を以下に示す。
  - ア いじめの認知件数を算出するために行っている調査は一般的には文科省が行っている一般統計調査「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」であると考えられる。しかしながら文科省が公開している「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査実施要項」の結果の公表の方法という部分には「なお、統計法第33条第1項の規定に基づき調査票情報の提供を受けた場合、及び本調査によらない調査等で把握した数値については、この限りでない。」とある。

これまでに○○市が行っている「○○調査」を開示請求した際に、○○市教育委員会からは個人情報に関する説明のみで、統計法に基づく調査であるという説明は一切なかった。加えて、本市独自の調査であるという記載もあった。これは、○○市教育委員会自らが、統計調査に基づいて実施している調査ではないことを明確に表しているものと捉えるべきである。

イ 審査請求人は○○市教育委員会に対し、これまでにも複数回「○○調査」 を請求しているが、統計法を根拠に非開示となったことは一度もない。この ことからも実施機関の主張する統計法が根拠であるとの主張を証明するこ とができない。これにより条例第6条第1項第1号には該当しないことが証明できる。○○市教育委員会独自の(統計法に基づかない)調査を行い、その結果を実施機関に報告している段階では統計法の対象から外れると解釈するべきである。(その先の県から国への報告はこの限りではない)

- ウ また、「統計業務に係る調査に関する情報であって、開示をすることにより、将来の同種の事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第6条第1項第6号該当)」との実施機関の主張に関しても、〇〇市が独自に行っていると主張する調査が統計法に基づかない独自の調査であることが明確であり、開示しない理由には当たらないと解釈されるべきである。支障を及ぼすという主張に関しても、具体的にどのような支障を及ぼすのか、抽象的ではなく、具体的に説明する責任があるのではないか。実施機関は可能性で議論するのではなく、情報公開条例に則り、適切な判断を下すべきである。情報公開制度の運用にあっては、開示しない前提ではなく、開示することが前提であり、そのために個人情報等を除いた部分を開示するための努力をするべきである。
- (2) よって、本件処分は妥当であるとは到底いえない。本件処分により、審査請求人は、知る権利を侵害されている。以上の点から、本件処分の取消しを求める。

#### 第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、 本件審査請求の棄却を求めるものである。

#### 2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1)審査請求に該当する文書としては、文部科学省が例年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」がある。当該調査は、文部科学省からの依頼により、〇〇市教育委員会が各学校の調査票を取りまとめ、山形県教育委員会に提出し、さらに県教育委員会が取りまとめたものを文部科学省に提出し、文部科学省が結果の集計及び公表を行う調査である。
- (2) 当該調査の結果の公表については、統計法に基づく調査の一環とされ、文部 科学省が都道府県別に公表している項目に限るとして、文部科学省が公表して

いる情報以外の情報については、都道府県教育委員会等においても公開しない ものとされている。統計法第33条第1項の規定に基づき調査情報を提供する こともできるとあるが、対象を、行政機関等その他これに準ずるものとして総 務省で定める者や、同等の調査・統計の作成等に制限されている。

- (3) また、このように文部科学省の指導のもとに、調査公表項目以上の内容が守 秘されている状況で実施されている調査であるにもかかわらず、公表内容以上 の情報を山形県教育委員会が開示した場合、各学校、各市町村教育委員会から の信頼を損ない、今後の同種の調査等を実施する際に支障を及ぼすおそれがあ る。
- (4) したがって、○○市から報告を受けている「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」については、不開示とされるべきである。
- (5) なお、審査請求書において審査請求人が求めている、○○市独自の「○○調査」については、山形県教育委員会から依頼したり、提出を求めたりしているものではない。当該調査については山形県教育委員会にも報告されていないため、開示対象とすることもできない。
- (6) 以上のことから、本件処分は規定に基づくものであり、適当である。

#### 第5 審査会の判断

- 1 本審査会における審査
  - (1) 本件開示請求は、「山形県教育委員会が○○市教育委員会より報告を受けた、 ○○市におけるいじめの認知件数が記載された文書」を求めるものであるが、 本件審査請求における審査請求人と処分庁の主張に複数のいじめに関する調 査が認められることから、実施機関に対して○○市で実施されるいじめに関す る調査の種類を尋ねたところ、①児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査(文部科学省調査)、②いじめに関する定期調査(山形県 教育委員会調査)、③いじめ発見調査アンケート(山形県教育委員会調査)、④ ○○調査(○○市教育委員会独自調査)が実施されているとのことであった。
  - (2) 実施機関への聴取により、これらの調査において、審査請求人が求める「山 形県教育委員会が○○市教育委員会より報告を受けた、○○市におけるいじめ の認知件数が記載された文書」として実施機関が保有する公文書は、①児童生 徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省調査) に係る公文書、及び②いじめに関する定期調査(山形県教育委員会調査)に係 る公文書であることが確認された。実施機関は、本件通知書において、条例第 6条第1項第1号及び第6号に該当するとして不開示としていることから、本

審査会においては、この2つの調査に係る公文書に関し、その妥当性の検討を 行う。

- 2 ①児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学 省調査)に係る公文書について
  - (1) 本件開示請求の対象となる公文書について

「①児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省調査)」(以下「国調査」という。)は、文部科学省が全国の国公私立の各学校を対象として、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを趣旨として、毎年実施する調査である。市町村立学校については市町村教育委員会が調査票をまとめて都道府県教育委員会に提出し、都道府県教育委員会は全県分を集計した調査票と各学校の調査票を文部科学省に提出するものである。

当該調査においては、各学校がいじめの認知件数を市町村の教育委員会に報告することとなっているが、市町村教育委員会において集計することなく、各学校の調査票を実施機関に報告している。また、実施機関においても市町村ごとの集計は行っていないとのことであり、上記調査の趣旨を全うするためには集計をする必要性はないことから、この説明には不合理な点はない。

そのため、本件開示請求の対象となる公文書に該当する公文書は、国調査に係る〇〇市教育委員会から実施機関に報告された学校ごとの調査票と認められる。

- (2) 不開示妥当性の検討について
  - ア 条例第6条第1項第1号は、「法令等の規定又は国の機関の指示により開 示してはならないこととされている情報」を不開示情報として規定している。
  - イ 統計法では、第2条第5項において、統計調査とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいうとされ、同条第7項において、一般統計調査とは、行政機関が行う統計調査の一種とされている。また、同条第11項において、調査票情報とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているものをいうとされ、同法第40条第1項において、行政機関の長、指定地方公共団体の長

その他の執行機関等は、この法律に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされている。

- ウ 国調査は、統計法に基づく一般統計調査であることから、同法第2条第5 項の統計調査に該当するものである。
- エ 国調査の調査票は、統計調査である国調査によって集められた情報であり、 文書、図画、電磁的記録に記録されているものであることから、統計法第2 条第11項に規定する調査票情報に該当する。
- オ したがって、国調査の調査票については、統計法第40条第1項の規定により利用又は提供が制限されることから、条例第6条第1項第1号の不開示情報に該当し、不開示となるとした実施機関の判断は妥当と認められる。
- 3 いじめに関する定期調査(山形県教育委員会調査)に係る公文書について
  - (1) 本件開示請求の対象となる公文書について

「②いじめに関する定期調査(山形県教育委員会調査)」(以下「県調査」という。)は、山形県教育委員会が県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を対象として実施している調査である。県調査は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげることを趣旨とする国調査を補完するもので、国調査をより正確かつスムーズに行うとともに、より早期に対応ができるよう、県教育委員会が独自に実施しているもので、国調査と同様、市町村教育委員会を経由して各学校が調査票を記入し、報告している。県教育委員会への報告は、学期ごと年3回であるが、国調査と調査項目も重複しており、いじめの認知件数についても記載することとなっている。

また、国調査と同様、実施機関に報告する際、市町村教育委員会において集計することはなく、また、実施機関においても市町村ごとの集計は行っていないとのことであり、上記調査の趣旨を全うするためには集計をする必要性はないことから、この説明には不合理な点はない。

したがって、本件開示請求の対象となる公文書に該当する公文書は、県調査に係る○○市教育委員会から実施機関に報告された学校ごとの調査票と認められる。

(2) 不開示妥当性の検討について

県調査の調査票は統計法に基づく調査の調査票ではないことから、実施機関の主張する条例第6条第1項第1号の不開示情報に該当しない。そのため、条例第6条第1項第6号の不開示情報に該当するかについて検討する。

ア 条例第6条第1項第6号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、「当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

この規定の趣旨・解釈によると、事務・事業の適正な実施を確保する観点から、これに支障を及ぼすおそれがある情報について不開示情報とすることとし、その要件を定めるものとしている。そして、県等が行う事務は、法令等に基づき公益に適合するように行われなければならないことから、県等の事務・事業に関する情報であって開示することにより当該事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示とする合理的な理由が認められるとされている。本号に該当すると考えられる情報の例として、開示することにより事務・事業を実施する目的を失わせるおそれのある情報、開示することにより反復され、若しくは継続される事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれのある情報があるとしている。

- イ 審査会事務局職員をして、条例第6条第1項第6号に該当するとした理由 について実施機関に聴取したところ、以下のような回答であった。
  - ・ 実施機関が各学校の調査票を開示することで、学校の序列化や学校間に おける過度の競争が生じたり、今後の同種の調査等の実施の支障となるこ とが考えられる。

具体的には、学校ごとの認知件数が明らかにされると、良い学校、悪い学校というイメージが付き、ランク付けがなされるおそれがあるほか、いじめの認知件数が多いことが悪いわけではないにもかかわらず、悪く受け取られる傾向が強いことから、いじめの認知に支障が生じるおそれがある。

- ウ いじめの認知件数が記載された学校ごとの調査票を開示しない理由について審査会において検討したところ、確かに、学校ごとの調査票が開示されることにより、学校現場において混乱が生じることはあり得るところであり、児童生徒等に心理的な影響を与えることや、学校によるいじめの認知に影響が生じる可能性も否定できない。そして、児童生徒のいじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを趣旨とする国調査を補完するという県調査の目的を失わせ、また、将来の同種の調査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあることも考えられる。
- エ 以上から、条例第6条第1項第6号の不開示情報に該当するとした実施機 関の判断は、不適当とまでは言えないものと認められる。

## 4 その他の調査について

- (1) 実施機関は、③いじめ発見調査アンケート(山形県教育委員会調査)及び④ ○○調査(○○市教育委員会独自調査)について、以下のとおり主張する。
  - ・ ③いじめ発見調査アンケート(山形県教育委員会調査)については、公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全児童生徒とその保護者を対象として、年2回実施する無記名アンケートで、県内の学校において生徒全員との面談などに活用されているものであり、実施機関に件数や内容が報告されるものではない。したがって、当該アンケートに係る公文書は、実施機関において保有していない。
  - ・ ④○○調査(○○市教育委員会独自調査)については、○○市教育委員会が、○○市内の全小中学校の児童生徒を対象に、年3回実施している○○市独自の調査であり、学校を経由して○○市教育委員会に報告されるが、○○市教育委員会から県に対して調査結果等の報告がなされるものではない。よって、実施機関は当該調査に係る公文書を保有していない。
- (2) 実施機関の説明については、不自然、不合理な点は認められないことから、 これらの調査に係る公文書について、実施機関は保有していないと考えること が妥当である。

#### 5 結論

以上の事実及び理由により、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 付言

本件審査請求における双方の主張の内容からは、開示請求の対象となる調査に係る公文書に齟齬が生じていることが窺われる。

山形県情報公開事務取扱要綱(平成13年4月27日付け総第88号総務部長通知。令和3年3月29日最終改正。)第3の2の(2)は、開示請求の対象となる公文書の特定のため、開示請求しようとする者に対して、必要な情報を適切に提供し、請求者と十分に打ち合わせをするなどして、公文書の特定を行うこととしている。また、同取扱要綱第3の3の(9)において、公文書不開示決定通知書には、開示をしない公文書の件名の欄に公文書の具体的な件名を記載することとしている。

このため、実施機関は、開示請求の対象となる公文書に齟齬がないよう、これ らの規定に沿って適切に対応されたい。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年9月29日 (第80回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年11月1日 (第81回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年11月29日 (第82回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年1月11日 (第84回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年2月22日 (第85回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年3月19日 (第86回審査会)	事案の審議を行った。

# 山形県情報公開·個人情報保護審査会委員名簿

任期:令和5年4月1日~令和7年3月31日

氏 名	役 職	備考
伊藤三之	弁護士	会長
和泉田保一	山形大学人文社会科学部教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
小 松 由 美	行政書士	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員